

これらのカテゴリー別に児童の処遇形態を示したもの（2000年）が表3である。

表3によれば、ASEの里親委託も民間セクターの里親委託も共に、**garde**（育成扶助）のカテゴリーが多い。任意の委託とは言えないDAP＝親権委譲やAP＝国の被後見子の大多数が施設より里親委託を多用している。**APJM**（若年成人の一時保護）は、すでに里親家庭で生活してきた者が成人（18歳から）になって、本人の意思で同じ里親委託を選択するケースである。通常、里親委託は委託時年齢が18歳までである。そうすると、ASEと親の合意による任意の里親委託は、RP＝妊産婦の保護、AP＝任意の一時保護およびTE＝国の後見、の一部である。これらのカテゴリーでは、その処遇形態は、里親より施設が多い。言いかえれば、里親委託は、司法の介入による強制的委託または親子関係が断絶している児童に、Kucza女史が話されたように多い。これらの児童に、家庭環境がより必要と考えられているともいえる。

施設の種類をみると、年長児童には多様な形態の選択肢がある。

そのなかで、伝統的な育成施設である児童養護施設（MECS）と乳児院（POUP）の入所児童は合わせて723名、里親委託児童は、その他の里親委託を含めて1689名である。この比較では、里親委託児童が70%を占めている。

## 6. エイジェンシー

パリ県では、現在、ASEに委ねられた児童の里親委託の約88%は、県外8ヶ所に在るエイジェンシーによって行われている。残る12%は、ASEのセクターによる。後者は、市内に在住する約130名ほどのパリ県の里親家庭を活用している。そのほに、ASEもエイジェンシーも民間セクターの里親委託を活用している。

エイジェンシーは、1930年までセヌ流域の県に約40ヶ所あり、4万人のパリの子どもがこれらのエイジェンシーから里親に委託されていた。現在、パリから200キロ以上遠隔地のものは閉鎖され、8つのエイジェンシーが活動している。

かつては、児童は里親に委託されると、その存在がしばしば中央当局から忘れられ、結果的に子の遺棄が助長されてきた。その弊害と親子関係を維持する必要性が広く認識されて、里親委託の在り方が根本的に見直された。現在、里親委託も施設養護も原則1年を期限としている。その間に親子関係の修復あるいは維持が積極的に図られている。とはいえ、P. Verdier氏によれば、里親委託期間は施設養護より平均して3倍は長い。

8つのエイジェンシーに預けられている養護児童は、2000年度では、1788人、内、里親委託と養子縁組前提の委託児童が1305人、施設在所児童が414人、青少年管理住宅等を利用する青少年が69人である。同じ児童に里親家庭と施設を適宜利用できるようになっている。

エイジェンシーの職員： 8つのエイジェンシーには、合わせて171人の職員が働いている。1人の職員に対する措置児童の割合は10.4人である。各エイジェンシーは、所長のもとに行政職チーム及び心理職、ソーシャル・アシスタントならびに児童指導

員からなるチームが編成され、上級職（所長）の責任で業務を保障している。所長は、責任の重要性から直属の行政職またはソーシャル・アシスタントと児童指導員に補佐されている。心理職は自由契約で雇用され、子どもと里親及びチームを評価し、支援する。

**エイジェンシーの仕事：** エイジェンシーには、以下の任務がある。

①里親の募集および里親をフォローする。②家族関係の維持または分離。③子どもの発達を健康、学習、人格の観点から総合的に追求する。④児童をその家族に帰す準備。⑤児童の自立への準備、又は養子縁組前提の委託を準備する。⑥子どもの一括書類(dossier)の管理と債権者への支払。⑦必要な介入に係わるすべての地方組織との連携を図る。

**エイジェンシーが利用する社会資源：** エイジェンシーは、同じ児童のために必要に応じて施設と里親の二形態の社会的資源を利用できる。利用度の多い順にそれをあげると、児童養護施設、特別里親委託、自主管理住宅、職業訓練センター、学校寮、生活の場、若年労働者の家、保健施設、養子縁組前提の委託、妊産婦保護センター、乳児院等である。パリ市近郊の3つのエイジェンシーは、民間セクターの特別里親委託をよく利用している。Kucza 女史によれば、行動障害があり、小児精神科医を必要とするような委託は少ないという。

**エイジェンシーの設備：** 各エイジェンシーは、措置児童の親きょうだいを迎えて、家族と一緒に過ごす設備（遊戯室、ビデオ室、音楽室等）と宿泊施設を備えている。心理職や精神科医、児童指導員の面接を積極的に図るところもある。家族の訪問は、その親子関係を観察し、評価する重要な機会となっている。

## 7. 里親認定機関（母子保護課、PMI）

里親認定を行う PMI は、DASES の年少児童部内にある。年少児童部は、6歳未満児の健康と予防保健、保育等に責任を負っている。したがって医師と各種の医療従事者が多くのポストが占めている。PMI は3つのセクションに分かれ、第3セクションがアシスタント・マテルネルを認定し、個人契約で働く保育ママ型 AM を研修し、さらに市町村や民間法人が運営する家庭保育施設を監督している。

**アシスタント・マテルネル (AM) のタイプ：** AM には、24時間子どもを有給で家庭に迎え入れる里親型 AM (permanente) および一日のうち一定時間、他人の子どもを有給で保育する、いわゆる保育ママ型 AM (non permanente) がある。PMI は、この二つのタイプの AM を募集し認定している。

**アシスタント・マテルネルの募集：** パリの PMI は、情報提供のための集会を企画し、実行している。年間、約 1000 人の参加があり、その内、認定を申請する者は、半数であるという。

**認定の申請：** 希望者は、全国共通の所定の申請書に記入し、所定の医師の診断書を添付して県会議長宛に PMI に提出する。申請書の記入に間違いがなければ、それを

受理した日から数えて、保育ママ型 AM では3ヶ月以内に、里親型 AM では6ヶ月以内に不受理通知が来なければ、認定されたものとみなされる。不受理の場合は、理由が明記され、それに不服があれば、不服申立をできる。

**志願者の調査：** パリの PMI は、その6ヶ所の地区のセクターと3ヶ所の児童ホーム内に、認定業務を行う部署を設け、各部署に PMI のアシスタント・ソーシャル1名、小児科医1名、そして自由契約で雇用された心理士1名からなる専門家チーム1組ないし2組を配置し、申請者との面接と家庭訪問を行っている。臨床心理士は自己の勤める診察所に申請者に来所してもらい面接している。

**調査項目：** 調査には、大きく6つの項目がある。

- ① 志願者の属性（個人史、それ以前の社会的活動、近隣との関係、今後の人生設計）
- ② 住居と広さ（住宅整備と個人生活の範囲、衛生と安全条件、受入れ児童と実子の使えるスペースの配分）
- ③ 里親家庭の受入れ状況（家族全体の受入れ資質と自由に使える時間、実子に対する教育の姿勢、配偶者と実子による委託児童の受入れ計画の合意と係り方、拡大家族の受入れ児童に対する寛容性と受容度、例えば、休暇や家族の慶弔の時の過ごさせ方、家族間の情緒的關係と他人を歓迎する能力）
- ④ 志願者の表明する動機（なぜ子どもの養護を望んでいるのか？ なぜ今認定を申請するのか？）
- ⑤ 養育する力（知的レベルの評価、例えば、フランス語の会話能力と読み書きの習得度、計画力、養育能力、例えば、子どもを励まし、学習させるためにどんな貢献ができるのか、子どもを迎える日に行える準備。子どもの必要を察知する能力とそれに応える能力、して良いことと悪いことを教え、その限界を決める能力、緊急事態を管理する能力、親の立場を尊重する能力、外部環境に開放する能力と社会的ネットワークに個人で参加する能力、自己を変える能力、例えば、個人として職業として向上する能力）
- ⑥ 児童をフォローするチームと関係をもつ能力（子どもの生活の変化に気づきそれを伝える能力、各種の介入者に協力する能力、質問し援助を受ける能力）
- ⑦ 結論（志願者の職業計画の採点、集めた情報と志願者の意見を総括）。

**認定委員会：** 上記の調査結果は、認定委員会の審議にかけられる。委員会は、年少児童部の医師1名（当該 AM を担当する医師）、前記専門家チームの3人および PMI の責任者（=監督官）から成る。委員会で最も意見が分かれる点は、申請者の動機であるという。意見が二分されるときは、監督官の責任で最終的に決定する。

**認定された AM：** 2000年度には、390件の申請が受理されたが、認定件数は267件。里親型 AM は非常に少ない。現在、パリ県が認定した保育ママ型 AM は、全部で3500人、里親型 AM は、133人である。Phésors 監督官によれば、パリ市内は、住宅条件が非常に悪く認定も少ない。他県では、住宅事情もよく、AM として働きたい女性が多いので AM を得やすいという。2000年度に、パリ県が雇用する里親は876人、うち、743人は、エージェンシーが雇用した他県で認定された里親である。他県の認定者をパリ県が雇用する場合は、簡単な社会調査を行うだけでよいという。

## 8. 里親研修（IFREP の場合）

保育ママ型AMは、60時間の研修の義務があり、PMIが研修を行っている。ASEの里親研修は、民間の研修専門機関の手で行われる。研修費は、里親を雇用する県または法人が払い、研修期間中の委託児童の保育は、halte garderie と呼ばれる保育所等が利用され、その保育費は雇用者が負担する。

Institut de Formation de Recherche et d'Evaluation des Pratiques Médico - Sociales (IFREP)の場合は、この120時間を3単位に分け、1単位を20日とし、1年間をかけて毎月2日、2時間の割合で研修を行っている。一度に知識を詰めこむことはしない。児童を委託した機関が研修をせず、第三者が行うのは、委託機関と里親間で信頼関係が結べていないときに、研修はできないし、うまくいかないからであるという。

IFREPは、研修の趣旨を文書でつぎのように述べている。

「その目的は、この職業に必要な知識を深め、発展させ、委託された子どもの養護に関する里親の仕事と立場そして役割を熟慮するためである。それは、この職業の実践を切磋琢磨し、言語化できるようにするためである。すなわち、子どもを迎える仕事は何であるのかを理解し、深く考察するために、里親養育の理論的実践的成果を自らの疑問と経験に基いて明らかにすることである。」

この継続的里親研修は単に知識を与えるのではなく、里親自身が子どもとの生活のなかで抱く疑問や体験をもとに問題の理解を深め、職業としての意識を毎月同じメンバーが集まり、グループダイナミックで高め合うことが大きな目的になっている。IFREPの研修指導者は、全員が臨床心理士である。それに里親を講師として加えている。研修生は多くて15人。12人を理想としている。IFREPは、全国から要請されて各地に出張し、研修に取り組んでいるという。

研修の内容； 120時間の研修は、次の4つのテーマで行うことが、法律で規定されている。①子どもの発達 ②家族から離れて生活する子ども特有の状態 ③実子ではない子どもに対する里親家族による日常的支援と仕事 ④児童福祉制度および行政的枠組、里親委託に介入する各種チームへの協力、である。IFREPは、それをIFREPの言葉で伝えているという。

職員研修： IFREPは、里親だけではなく、各種の里親委託機関の職員研修も行っている。2000年度、パリ県のASEで行われた職員研修は、里親に関する義務研修が435時間を数えた。他の職員研修に比べて特に時間がかけられていた。

## 9. 里親の報酬等

里親は、他の労働者がもっているのと同じ労働者の権利を保障されている。以下では、報酬と休暇について、パリ県の場合を報告したい。

里親の報酬：里親には継続して児童を受入れる場合と数日あるいは土日だけ定期的

に委託を受ける場合があり、報酬の受け方は、委託機関と里親の間で結んだ受入れ契約に記された委託形態で違っている。15日以上継続して児童を受入れる里親は、月給として報酬を受ける。この場合、契約期間中に児童の不在が生じても定額の報酬が保障されている。断続的に迎える場合は日給で支払われる。

国は、その月給と日給の最低基準を全産業一律スライド最低賃金(SMIC)を基準に、デクレ(法令)で定めている。国による里親の最低賃金は、継続的委託の場合、2000年度では、児童1人当りの月給がSMICの時間給で84.5時間である。2000年7月1日のSMICの時間給は、手取り34.58フランであるから、SMICの84.5時間は2922.01フランになる。これを2000年11月12日の円の為替レート16.694で計算すると、48,780円になる。

2000年度の調査では、89県のうち、21県は国の基準と同じであるが、他の68県は、基準を上回る時間給を定めている。うち3県は169時間(97,560円)である。

パリ県会は、これを138時間としている。児童1人につき手取りで月給79,664円に相当する。断続的委託の場合、児童1人につき1日当りのSMICの時間給は4.5時間である。円に換算すると、手取り2597円である。

この他、行動的、心理的、身体的障害や病気のある児童を引き受けるときは、特に時間が拘束されるという理由から、ケアの難易度にしたがって、I~IVのカテゴリーで報酬が加算される。IVが最も手のかかる場合である。障害の具体的基準は法律では定めていない。

パリ県の加算は、継続的里親の場合、カテゴリーIが児童1人当りの月額がSMICの30時間、カテゴリーIIは60時間、カテゴリーIIIは90時間、カテゴリーIVは120時間である。断続的委託では、カテゴリーIが基本報酬の25%、カテゴリーIIがその50%、カテゴリーIIIが75%、カテゴリーIVが100%である。例えば、カテゴリーIIIの子どもを1人預るパリの継続里親は、月に131,619円を得ることになる。

なお、里親に委託する子どもの数は、原則として、実子を含めて3人までとされている。ただし、その数は、里親認定のとき、それぞれの里親の受入れ能力を調査し、その評価をもとに認定書に記されている。平均して約2名の子どもが里親に委託されているという。受入れの質と子の保護を保障するためである。

また、パリ県では、緊急保護又は短期委託に携わる特別里親には、子どものいない待機時の補償が、一日当たり、SMICの時間給で2.25時間(1300円)である。

報酬とは別に、日常生活に必要な養育費は、児童の滞在日数に応じて支払われる。その基準は県会によって決定される。請求すると、払い戻される経費もある。委託機関の要請でかかった交通費、医療費、立替金等である。夏冬などの長期休暇に委託児童を連れて行くときは報奨金が支給される。

子どもに対する各種の手当：月づきのこずかい、学用品手当、クリスマス手当、入学祝い金などもある。これらは年齢が高くなるほど額が多くなる

一年以上委託を経験した里親は、25日の年間休暇を享受できる。家族の慶弔の時、病気の時、出産休暇、育児休暇、養子縁組休暇も保障されている。この間、子どもは

委託機関の用意する家庭や施設で過ごせるように手配される。委託機関の宿泊施設に泊ませ、児童を観察するところもある。

## 10. 考察と結論

以上見てきたように、パリの ASE は、中央行政センターのなかに地区担当の 13 のセクターを置き、緊急通報取扱室も設けて、養護相談の窓口を一本化し、養護相談の専門化を図っている。ASE は、裁判所の検事と児童判事との連携を密にし、児童判事による法律的決定を促進している。また、それを可能にする法律的児童保護制度が民法および家族と社会活動法に規定されている。裁判所は、児童問題専門の判事、検事、社会調査サービスおよび通報室を設けて、児童と家族の法律的問題に取り組む体制を整えている。

ASE の里親委託は、基本的に年齢の低い児童のために活用するほか、親子関係が失われている児童のために用いられている。実務的には、各段階で、有資格のソーシャル・ワーカーと児童指導員および心理職、ときには小児科医も入って少数精鋭のチームで業務が進められている。

里親委託の大多数は、県の里親専門機関であるエージェンシーによって行われているが、民間セクターの里親委託も問題をもつ児童の養護に活用されている。里親委託は、できるだけ短期であることを目指し、1 年を期限として、その間に親子関係の維持と修復を図ることが委託機関の仕事の一つになっている。その仕事に協力できる里親が有給のケア・ワーカーとして用いられている。里親は、もはや委託児童の親代わりではなく、親が養育困難なときに一時的に親を助ける役割をもち、親子関係を支援している。ただし、家庭復帰が困難なときは、家族関係を維持しながら児童の自立を助ける役割を担っている。その仕事を理解し、養育技術を切磋琢磨するために継続的研修がおこなわれ、地方自治体はその研修費を負担している。

このような養護措置と里親委託の現状が今回の調査研究で明らかになった。

日本では、なお、児童福祉が家族の福祉と一体的なものとして行われていない。里親制度にいたっては、依然として、親子関係がないか、きわめて家族関係の希薄な少数の子どもだけが委託の対象とされているに過ぎない。また、そういう子どもの親代わりとして里親は考えられてきた。しかし、子どもを一時的にせよ、手放す親の立場からすると、「子どもを取り上げられるのではないか」という恐れが常にあり、里親委託には、同意を得るむずかしさが付きまどっている。親子関係の調整は、行政的手法だけでは限界があり、親権を制限したり、緩めたりの調節が必要である。それを行っているフランスの措置決定の仕組みは、今後の日本の児童養護を考える上で、さまざまな示唆を与えているのではないだろうか。

参考文献：

Mairie de Paris, Le guide de l'Aide Sociale à l'Enfance .2001.

Rapport d'activité 2000 sous-direction des actions familiales et éducatives : l'Aide sociale à l'enfance. 2001.

Mairie de Paris, être assistant(e) maternel(le) à l'Aide Sociale à l'Enfance.

Pierre Verdier, Guide de l'Aide Sociale à l'Enfance. DUNOD 2001.

Sous la direction de Jean-Claude CÉBULA, Guide de l'accueil familial. DUNOD 2001

Sous la direction de Jean-Claude CÉBULA, codirigée par Catherine HOREL,

Le placement familial de l'aide sociale à l'enfance. Etude Nationale (mai 1992-septembre 1993).

A. Thévenet, l'Aide Sociale Aujourd'hui à après la Décentralisation. 7ème édition, ESF. 1989.

TSA Guide ASSISTANTES MATERNELLES 2001. TSA édition PARIS

表1 フランスの里親制度 一未成年者の里親委託一

制度化された里親委託 (accueil familial)		制度外の里親委託 (accueil familial)	
使命	子の保護	障害児の養護	子の保護、障害児養護
法令	家族と社会活動法典 (L.221.1条) 1945年2月2日付 オルドナンス 民法 375条	1975年6月30日の法律 社会保障法典付則24	精神衛生 1983年1月27日の 法律と通達 1975年6月30日の 法律
呼称	ASEの里親委託	特別里親委託センター	非伝統的受入れ組織
実施主体	AF 児童社会扶助機関(ASE) 県会	PFS 社会福祉施設 県会・少年司法保護機関	SANT lieu de vie, lieu d'accueil 県会・少年司法保護機関
保護の権限	県会	CFAS 医療社会施設 国	少年司法保護機関
費用負担	県会	社会保障機関	少年司法保護機関 少年司法保護機関 社会保障機関

受入児童

人数	52,962 1996年12月31日現在 親の養育力欠如 虐待	7,920 1996年12月31日現在 危険な状態にある子ども	803 1996年12月31日現在 精神障害	約300 危険な状態にある子ども 非行	816 1996年12月31日現在 きょうだい
保護基準	親の養育力欠如 虐待	危険な状態にある子ども	精神障害	未成年者	きょうだい
子の法的身分	親による委託 一時的受入	委託 一時的受入	入院	判事による委託 一時的受入	判事による委託 一時的受入
委託決定者	親, ASE	ASE	精神医療サービス	判事-ASE 精神医療サービス	ASE

受入家庭

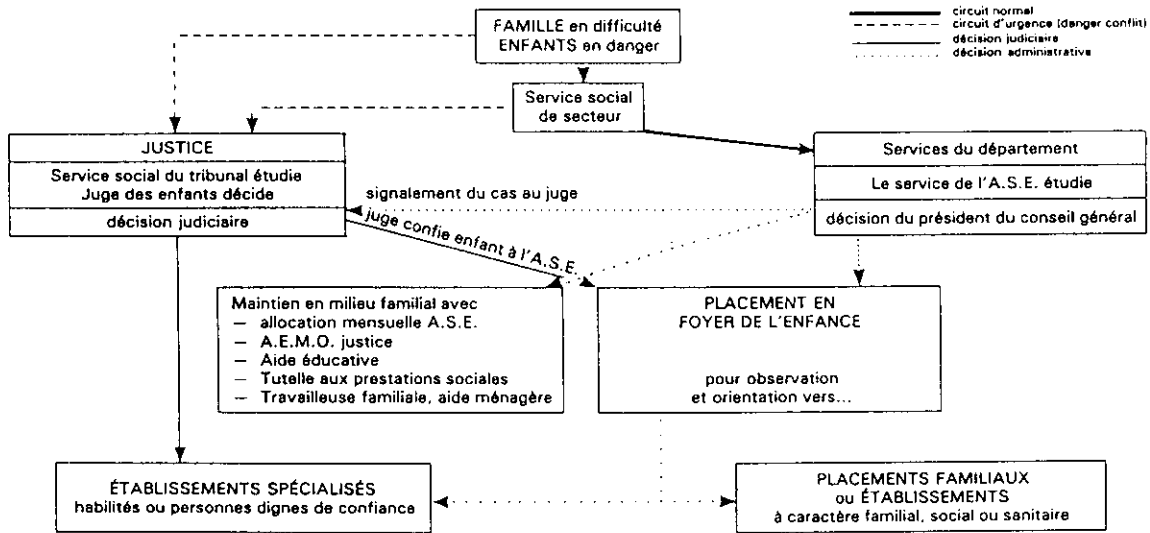
家庭数	37,000(1996年)			約400人	
根拠法	1992年7月 12日の法律			1983年1月27日の法律と通達	
法的身分	アシスタント・マテルネル			SANT-自由契約の里親	寡母 (mere educatrice)
認定	県会議長・児童家庭保護機関(PMI)			県会・少年司法保護機関	なし
受入限度	3名			なし	なし
契約	労働契約一受入契約			なし	なし
報酬	全産業一律最低賃金(SMIC)-月給制			契約	労働契約
研修	雇用者負担による120時間の研修			費用弁償 なし	給与

出典： Sous la direction de Jean-Claude CÉBULA, Guide de l'accueil familial. DUNOD 2000 p.428-429の翻訳



図2

TABLEAU 2 : AIDE SOCIALE A L'ENFANCE  
Processus et conséquences des décisions



A. Thévenet. l'Aide Sociale Aujourd'hui à après la Décentralisation. 7ème édition, ESF. 1989. p.201

表3 法律的カテゴリー別・処遇形態別にみた児童

2000年12月31日現在

児童数 2000年12月31日現在	ASE に委ねられた 児童と青少年							小計 ASEの児童	裁判所の 直接処遇	合計
	Garde	DAP	TE	RP	AP	APJM	PE			
里親家庭(AM)	838	36	61	5	93	122	96	1251	0	1251
養子縁組前提の託置	0	0	0	0	0	0	88	88	0	88
その他の里親	322	6	22	1	25	44	18	438	192	630
信頼に値する第三者	0	0	0	0	0	0	0	0	333	333
家庭小計	1160	42	83	6	118	166	202	1777	525	2302
職業教育センター	69	1	1	0	13	37	0	121	1	122
母子保護センター	8	0	2	3	9	6	0	28	1	29
保健施設	98	1	5	1	8	19	34	166	1	167
学校施設	61	1	2	0	36	19	0	119	17	136
児童ホーム(一時保護)	191	0	10	4	24	9	0	238	0	238
若年労働者ホーム	19	1	7	2	6	153	0	188	0	188
生活の場(Lieu de vie)	95	3	5	9	7	49	1	169	2	171
児童養護施設(MECS)	615	5	69	49	162	182	2	1084	178	1262
乳児院	108	0	0	1	12	0	21	142	0	142
施設小計	1264	12	101	69	277	474	58	2255	200	2455
青少年自主管理住宅	24	0	2	7	2	98	0	133	0	133
その他	32	0	3	1	8	42	0	86	2	88
特殊小計	56	0	5	8	10	140	0	219	2	221
合計	2480	54	189	83	405	780	260	4251	727	4978

出典: Rapport d'activité 2000 sous-direction des actions familiales et éducative de département de Paris. p.88の表の翻訳

## X I フランスの里親制度・その2をめぐる質疑応答

菊池 緑と出席者

湯沢：概念が大きく変わって親代わりではなく、親を援助するワーカーに変わったという、この言葉の違いはわかるんですが、援助するというからには、実親もかなり働いていると、実親も5割か6割はやっている、それでも足りないからあと残りの4割くらいをやる、という感じを受けるのですが、どういうことなのでしょう。親を援助するというからには親もかなりやっている、実親も子育てを。そんなにしてるんでしょうか。

桐野：私の場合、同じ言葉をアメリカに置き換えました。3人がコアだと言いましたよね、子どもと実親と養育里親。この親はあまりにも悪かったから親子分離されて、そこに里親が入ってきた。だからいまは里親と子どもが一緒になっている。けれども目標は、里親はフォローする側になって、子どもからだんだん離れていってけれどもいい友達で一生いって、親と子どもが同じに援助するのが里親さん。つまり、良いモデルになって、このときはこういうふうに話をして、こうやって躰するのだよ、というのを良いモデルとして見せる、という里親さんの援助。ちゃんとこの人（実親）が治療ホームに通っているか、親子訪問のときにちゃんと接待してやってあげるといふ援助。そういうのが里親さんの援助。

湯沢：実親もかなり見ているわけですか。

桐野：実親は子どもを見るんじゃないで、子どもを前と同じように見れるように、家に返してもらえるように一所懸命セラピーにも行き、ペアレンティングクラスも受け、里親のところ「こんにちは」と子どもにお土産を持って里親のところ会いに行き、裁判官のところ会いに行き、そんな努力をしている。それを援助するのが里親。

菊池：保育ママ型の里親の場合は、援助するという事は母親が外で働くために援助しているわけです。でも里親型のアシスタント・マテルネルの場合はそうではなくて、家庭が崩壊しかかかって子どもを手放さなくてはならない状況にあるわけです。その家族がなおかつ子どもとの関係をもう一回回復できるようにするために援助する、そういう意味で援助していると思うんです。だからアシスタント・マテルネル、というのは悪い言葉ではないのではないかと思いますけれど。

大谷：復帰できる可能性があって、実親も関与できるという、そういう状況下においても、援助者は里親だということになるんですね。

菊池：そうですね。

大谷：例えば実親が暴力的で普通の里親では関与できないなどという場合はどういうシステムになっているのでしょうか。全く親がどこかに行ってしまったとか。

菊池：その場合はちゃんと少年判事が審判して、その子どもの処遇を決めるわけです。でも施設はどこも長期に預かる場所ではないんです。みんな短期なんです。里親のほ

うが長期なんですね。親が駄目な場合は親の別の家族と子どもを交流させるために援助するとか、親が子どもに会ってはいけない場合もありますよね、その場合でも真剣を制限はするけれども交流は切らないんです。いや交流を切る場合もあるんです、それは少年判事の決定なんですね。だけど少年判事が交流してもいいという決定がある場合は、例えばエージェンシーに預けられて里親に委託されている子どもがいますでしょ、その子どものところに親が会いに来るんです。その会いに来る場所をちゃんと作ってるのね。ホームみたいのを、エージェンシーが小さなホームを作って親子が何しろそこで一緒に過ごせるようにして、そこにソーシャルワーカーもいて危険がないように観察してるんです。そういうふうにして、たとえ悪い親であっても、その親子関係を切るのはよろしくないという考え方なんです。たとえ暴力をふるう親であっても、でも会わせることによって非常に危険が起きる場合もありますよね。だからそれはそのところを児童判事とソーシャルワーカーがそういう突発的なことがないように監督しているとのことでした。だから子どもを簡単に親のところに行かせはしないんですね、そういう場合は、ある特別のホームを作ってそこに来てもらうという形でやっていました。

大谷：養子縁組に移行する基準というのは。

菊池：それは、フランスは明確です。それは国の秘後見士というのに認定されると養子縁組が可能になるんです。

大谷：それは前回ののでわかるのですが、最後のまとめに書いてしまうとそのあたりがわからなくなって、日本的な観念で読んでしまっていて誤解を生じることがあると思うんです。そのあたりのまとめ方を一般にわかりやすく。

菊池：そうですね。

湯沢：基本的なことを聞き逃したのですが、保育ママ的里親というのは7時から夜の7時まで？

菊池：時間はそういうふうに限らないんです。クレッシュとって、保育園に雇用されている場合は保育園がいろいろ決まりを作ると思います。でも、フリー契約で家族と直接契約する場合は話し合いなんです。だから夜だけ預かる場合もあるんです。夜に仕事をしている親もいますからね。何時から何時というのは…。

湯沢：でもともかく24時間ではないんですね。

菊池：24時間ではないです。

湯沢：デンマークも実は保育ママというのが増えてきたんですね。普通に保育所へ行くともまず人数が多い。それと狭い。一番困っているのが風邪を引きやすく嫌だという親が多いですよ。だから保育ママのほうが2、3人ですから人気が出てきて多くなった。で、かなりの数いると思うんですけど、デンマークではそういう保育ママのことを里親とは絶対に考えないです。それとの相違はどうなんでしょう。

菊池：ですからこれを里親と混同するのは非常によろしくないというのが、こういうのを

書いている人たちの意見なんです。それで今その名称も規定も新たに改称するとい  
うところで集まって拳闘していると言っておられましたので、多分変わると思います。

相沢：イギリスなんかは…。

津崎：イギリスは非常にはつきりしていますからね。いわゆる日本の保育所的なものもあ  
りますけど、集団を嫌いますから、党の保育ニードがチャイルド・マインダーでやっ  
ていますから。地方自治体から承認をうけまして、地方自治体が自給いくらかという  
ガイドラインを出すわけですね、基本的に。あるいはまた家庭訪問をして健康状態だ  
とかいろいろな状態をチェックして、親と直接契約でガイドラインに従って時給いく  
らで何時間お願いしますよと。公立図書館に行きますと、その図書館の近所のチャイ  
ルド・マインダーのリストがあるんですよ、基本的に。

菊池：パリもそうなんです。

津崎：そうですね。

菊池：パリもリストがあるんです。それはフリー契約の人のリストです。そこで契約が成  
立すると、ちゃんと中央からその家庭調査をし、子どもの状態を調べ、というのを  
やっているんです。

相沢：要するにフォスターケアとチャイルド・マインダーと重なっている部分はあるんで  
すか。

津崎：重なってないでしょ。

相沢：チャイルド・マインダーをやっている人が里親やっている人とか、そういうことは  
ないんですか。

津崎：それはイギリスの制度ではないでしょうね。チャイルド・マインダーをやっている  
人が里親になるように申請をしてなる、ということはあるでしょうけど、両方並行で  
きないと思います。

桐野：ご参考までに、オハイオ州のルーカス郡の規定では何人までいいということにな  
っているんです。つまり、自分の子どももいる、里親委託の子どももいる、デイケアのフ  
ォームスタディを受けて…。ルーカス郡の場合にはこの条例に何人まで、*at a time*  
(「一度に」の意)、このときに家を見たら何人まで子どもはいいという規定がある。

津崎：制度的にはフォスターケアですね。

桐野：制度的には、私は自分の子どももいるしフォスターペアレントでもあるし、もう一  
つのホーム・スタディで、デイケア・プロバイダーと、チャイルド・マインダーとい  
わずにデイケア・ホーム・プロバイダーというのですけど、それにもなれる。けれど  
も、そのときに子どもが何人以上いてはいけない、とそう書いてあります。ご参考の  
ために。

菊池：フランスの場合は、この申込書を見ますと、ここに自分がペルマナントになるか、  
例えば昼間だけ預かるか、あるいは学校の放課後だけ預かるか、ある特定の時間だけ  
預かるかというところを書く場所があるんです。そこに丸をして認定してもらうんで

す。それで里親とペルマナントとそうでない日中の里親の両方を丸をして申請した人が両方を認められることがあるんだそうです。だけれども、アシスタント・マテルネルが子どもを預かれる数は3人なんです。ですから3人を超えた場合は駄目なのね、同時に3人を超えた場合は。それから例えば、里親として家に帰れない小さい子どもを預かっている人がいるとしますでしょ。そこに日中保育の子どもが預けられるとすると、それは家に帰れない子どもに悪い影響を与える。だからそれは絶対に避ける。それはソーシャルワーカーの判断で、それは認めないと、そういうふうに言っていました。だからもう既に里子が大きくなって、中学生高校生ぐらいになってもものもわかるようになったとき、小さい子を預かる、ということは認めるんです。それから保育ママさんが、夜どうしても家族が子どもを預かってほしいというようなことも何日か、本当に数日預かってほしいという場合もあるんですね。その場合それはできないかという、それもできるんだそうです。ただし、本当に短期、数日、ということでそれは認める。それはあくまでも契約なんだと、その人とアシスタント・マテルネルの契約でもってそれを決めればいい、お金の払い方も。それからお金というのも、報酬も最低基準が決まっているんですけど、それについて今日報告しなかったんですけど、最低基準よりももっとももっとたくさん県によって払ってるんです。パリはすごく払ってるんです。なかでも、全国でも最も多く払ってる。

桐野：物価が高い。

菊池：それもあるでしょうね。それからもちろん保育ママさんでも、保育ママの規定の最低基準よりもたくさん払って、その代わりにこういうことをしてもらいますよ、とたくさんを要求される場合もある。でもそれに応えれば、それで2人間の契約はいいんだからそれでいいんだ、というそういう考え方です。

桐野：お金は違いますけど、ファミリー・サポーターに似ていませんか？ ファミリー・サポーター・プログラムのセンターでボランティアして、自分がデイケアのニーズがあるときと、需要と供給を満たしあいましょう、という制度があるじゃないですか。あれでどこかのお母さんとサポーターとお話したんですけど、法律には書いてないけど、そうやって、5、6日いるっていったら、いいですよ、と泊めて面倒見てもらうと聞きました。

菊池：それから一つ言い残したことは、里親のお金の報酬の加算なんです。子どもが非常に問題があって非常に手がかかる、その子どもにずっと付き添っていなければならない、というような子どもが来たとしますでしょ。そうすると、やっぱり第1レベル、第2レベルとレベルが決まっていて、そのレベルには加算がされるんです。最も重度な者には100%の加算がされるんですよ。倍お金がもらえるんですね。かつては60年代に生まれた特別里親委託、それはとてもASEではやれない手厚い看護の里親委託だったわけなんですけど、いまではほとんどかわりないように、ASEの里親委託も専門家が非常にタッチしますし、里親も熟練してくるとそういう子どもを受け入れら

れる里親も出る。そうすればあとはお金をあげることによって、そしてあとサポートをきちっとすることによって、特別の里親委託でなくたってできるんじゃないか、なんで特別里親なんか必要なんでしょうね、なんてね。私がこの研修機関に行って尋ねたら、もう今では同じです、そんなにかわりありません、と。それでもやっぱり県がちゃんと特別里親委託を民間にゆだねている子どもが何人もいるわけでしょ。だからそこでやりきれない子どもがいて、そちらにお願いするというのがちゃんと行われているんだらうな、と思いました。お金もちゃんとわかっているんですけど、あまり急いでもってこなかったのですけれど、最終的な報告では全部出すつもりです。